

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 市民活躍課
委託業務番号	令和5年度 長市活第50号
委託業務名称	防犯事務一部委託
委託業務場所	長浜市
業務の概要	(1)地域安全長浜市民大会の開催等、地域安全思想の普及及び啓発に関すること。 (2)地域安全連絡所責任者及び地域安全指導員による地域における自主防犯活動の推進に関すること。 (3)防犯功労者及び防犯功労団体の表彰に関すること。 (4)地域安全ニュースの定期発行に関すること(臨時職員の雇用を含む)。 (5)暴力追放及び少年非行防止活動等の推進に関すること。 (6)その他防犯の目的を達成するための事業に関すること。
履行期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	2,066,000円
契約の相手方	[所在地又は住所]長浜市八幡東町632番地 [商号又は名称]長浜市防犯自治会
契約相手方の選定理由	本市の防犯活動については、自主防犯意識の高揚、風俗環境の浄化、暴力追放の推進及び健全育成を図り、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現するため、昭和37年より長浜市防犯自治会を組織し、継続的に地域の防犯活動を行ってきました。防犯自治会は、連合自治会から推薦の防犯・暴力対策専門部会員、各連合自治会長、各自治会長などの地域の方をはじめ、各警察署や防犯関係団体を構成員とし、それぞれが連携・協力のもと、地域安全長浜市民大会の開催や毎月20日の防犯パトロール、地域安全ニュースの発行などにより、市民の自主防犯意識の高揚を図るとともに地域の防犯リーダーの育成等に努められてきました。こうした地域に根ざした防犯活動を実施できるのは他にないことから、防犯事業の一部を長浜市防犯自治会へ業務委託します。
根拠規定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)  売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1)借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。  不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、(2)加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。  (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。  (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。  (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。  (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。  (9) 落札者が契約を締結しないとき。